

75歳以上の町営バス乗車賃無料について

町では、高齢者の積極的な社会参加の促進や公共交通の利用促進、運転免許証を自主返納した高齢者の支援を目的とし、町営バス及びデマンドバスの無料化を実施します。

- 対象者 75歳以上の町民の方
- 申請方法 役場窓口で配布している申請書に必要事項を記入のうえ、総務課へ提出してください。無料乗車券を交付します。

☎総務課 総務係 ☎(48) 5511

運転免許返納者への助成について

運転免許証を自主返納した方に対し、タクシー助成券を交付します。

- 対象者 75歳以上で令和2年4月1日以降に運転免許証を自主返納された方
- 助成内容 タクシー券1万円分の交付
- 申請方法 警察署で交付される運転経歴証明書を持参のうえ、役場窓口で申請手続きを行ってください。

☎総務課 総務係 ☎(48) 5511

三島町テレビ放送サービスご加入世帯の皆様へ

三島町テレビ放送サービス 視聴料の支払いについて

「三島町テレビ放送サービス」をご利用の世帯につきましては、次のとおり視聴料をお支払いいただきますので、お知らせします。

【料金】月額500円(10～3月までの6ヵ月分3,000円)

※期間途中にご加入いただいた世帯はご利用月数分です。

【支払方法】

- ①NTTの料金回収代行サービスに申し込まれた方
 - ・請求書発送時期…3月下旬(NTTより)
 - ・口座振替による引落日並びに納付書払いによる支払期限はNTTの指定する日となりますが、一般回線ご利用の方とひかり電話ご利用の方で異なります。
- ②口座振替(会津信用金庫宮下支店・JA会津よつば三島支店・ゆうちょ銀行)に申し込まれた方
 - ・口座振替日…**3月25日(水)**
 - ※なお、口座振替の際の預貯金通帳への記帳をもって領収書にかえさせていただきます。別途、領収書の発行が必要な場合は、役場総務課までお申し出ください。
- ③上記以外の方
 - ・町より納付書を発行しましたので、役場窓口、会津信用金庫宮下支店またはJA会津よつば三島支店にて納期限までにお支払いください。

☎総務課 総務係 ☎(48) 5511

プレミアム付き商品券の申請及び利用について

対象となる方(住民税が課税されていない方)には昨年9月に申請書を送付していますので、ご確認ください。申請書を同封の封筒にて返送いただくか、役場に直接ご持参ください。審査後に「三島町プレミアム付商品券購入引換券」を郵送します。三島町商工会で商品券を購入後、町内の店舗で利用できます。期限が迫っていますので、お早めに申請するとともに、ご利用ください。

- 申請及び利用期限 **3月31日(火)**

☎町民課 町民係 ☎(48) 5555

自ら考え実行する美しい地区づくりを支援します

①令和2年度 三島町地区支援事業補助金

町では、魅力ある地区づくりに取り組む事業に対し補助金を交付します。地域資源を活用した地区活性化事業や振興計画の地区目標の実現等にご活用ください。(下記により申請を受け付け、審査のうえ採否を決定します。)なお、地区担当職員が地区の課題の解決や地区資源の発掘・有効活用を支援しますので、お気軽にご相談ください。

- 1次募集期限 **4月13日(月)まで**

※申請状況によって2次募集を行います。

対象事業	町内の地区(行政区)又は地域づくり団体等が行う事業で、次の要件を満たすもの。 ①地区の魅力拡大や課題解決、住民福祉の向上、交流活動の促進など、地区づくりを目的とする事業であること。 ②一時的なものではなく、継続的な取り組みにつながる内容であること。 ③事業主体が地区以外の地域づくり団体の場合は、事業の実施場所となる地区との連絡調整が図られていること。
補助の額	補助対象経費の10分の10以内 (千円未満切り捨て) ※ただし、補助対象経費が、主に委託料・工事請負費・備品購入費に限られる事業の場合、補助の額は5分の4以内とする。 (国・県等の補助採択を受け、その自己資金に当補助金を充当する場合はこの限りでない。) 補助額は上限50万円 ※交付要綱に基づき対象外となる経費があります。
その他	同一地区内から複数の申請があった場合は、その地区内における補助の合計額を50万円とする。 申請書様式や要綱はHPからも確認することができます。

②令和2年度「美しい地区づくり町民運動」

町では、美しい地区づくりを目的とした『花植え』や『地区内清掃活動』に必要な資材を現物支給します。申請から支給まで時間を要しますので、お早めにお申し込みください。

- 募集期限 **随時受付**

対象事業	花植え、花壇・プランターの整備	地区内清掃
事業内容	草花を道路沿いに設置するプランター及び花壇に植栽する場合	地区内のゴミ拾いなどに関する作業をする場合
支給資材	草花の種子、球根、苗、肥料、土、プランターなど	軍手、ゴミ袋など
その他	現物支給となりますので、発注等のお時間をいただくこととなります。原則、実施日の1ヵ月前までにお問い合わせください。	

- 申請/問い合わせ先 地域政策課 地方創生推進係 ☎(48) 5533

早戸温泉つるの湯営業時間変更のお知らせ

新型コロナウイルスの影響により、早戸温泉つるの湯の営業時間を当分の間、下記のとおりといたします。皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- 営業時間 変更前：午前9時から午後9時まで
変更後：午前10時から午後8時まで(最終受付は午後7時30分)

- 期間 **3月9日(月)から3月31日(火)まで**
※期間については、変更となる場合があります

☎早戸温泉つるの湯 ☎(52) 3324

桐の里倶楽部休業のお知らせ

破損した浴室のガラス修理のため、下記の期間において桐の里倶楽部を休業いたします。皆様にはご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- 休業期間 **3月23日(月)から3月27日(金)まで**
- その他 休業期間中は、トレーニングルームも使用できませんので、ご了承ください。

☎地域政策課 地域政策係 ☎(48) 5533

令和2年度 三島町空き家・住宅改修費等補助金のお知らせ

町では、移住・定住の促進、集落の維持・活性化、景観の保全等を図るため、空き家の改修・解体または新築・増築のための費用の一部を補助します。
 ※空き家とは、日常的に居住していない家屋であり、所有者等が日常的には居住せず、年数回程度定期的に利用している場合も含まれます。

区分	①空き家改修		②住宅の新築	③住宅改修	④空き家解体
	移住・定住	地域活動促進			
補助の対象	移住・定住に伴う町内に存する空き家の取得・改修（5年以上の定住を伴う場合に限る）	地域活動等での使用を目的とする町内に存する空き家の取得・改修（5年間の活用計画が策定されている場合に限る）	移住・定住（町外人口流出抑制に資する場合を含む）に伴い、5年以上定住するための住宅の新築	新たに世帯員の増加を伴い、かつ改修後5年以上定住するための町内に存する住宅の増築を伴う改修	利活用の見込みのない空き家や倒壊等のおそれのある町内に存する空き家の解体（所有権を除く物権又は賃借権が設定されていないものに限る）
補助対象者	①空き家の所有者（購入者の場合は売買契約書が必要） ②空き家の借主（所有者の同意・賃貸借契約書が必要） ③①の相続人（子、孫など。複数人の場合は確約書が必要） ※町税、使用料等の滞納がない者		①住宅の施工主 ※町税、使用料等の滞納がない者	①住宅の所有者 ②①の相続人（子、孫など。複数人の場合は確約書が必要） ※町税、使用料等の滞納がない者	①空き家の所有者 ②①の相続人（子、孫など。複数人の場合は確約書が必要） ③委任者（委任状が必要） ※町税、使用料等の滞納がない者
補助対象経費	①工事請負費 ②住宅取得費用 ③調査設計費 ④家財処分費（補助金上限額のうち上限25万円） ⑤町長が必要と認める経費（対象外経費）・蔵や倉庫、車庫等の附属建築物 ・解体の場合、空き家の一部利活用のための一部解体 ・新築又は改修の場合、土地購入費 ・補助金の交付決定前に着手した工事				
補助金の額	補助対象経費の2/3以内（千円未満の端数切捨て） ①町外から住民票の異動を伴う移住者（住民票の異動日から2年間） 上限150万円 ②町内で住民票の異動を伴う転居者 上限100万円	補助対象経費の2/3以内（千円未満の端数切捨て） 上限100万円	補助対象経費の2/3以内（千円未満の端数切捨て） ①町外から住民票の異動を伴う移住者（住民票の異動日から2年間） 上限150万円 ②町内の事業者を利用した新築の場合 上限150万円 ③町外の事業者を利用した新築の場合 上限100万円	補助対象経費の2/3以内（千円未満の端数切捨て） 上限100万円	補助対象経費の2/3以内（千円未満の端数切捨て） 上限75万円
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・1申請者または1家屋につき申請1回となること。 ・原則として、町内の事業者により改修、新築又は解体を行うこと。 ・空き家の取得、改修又は住宅の新築、改修の場合、改修後または新築後5年間は町への経過報告が必要となること（補助金返還となる場合あり）。 ・解体工事費の基準単価は、15,000円/㎡を上限とする。 ・空き家の取得か住宅の新築を申請する方で「福島県来てふくしま住宅取得支援事業」の対象要件（県外からの移住）に該当する場合、補助の額が加算されます。 				

☎地域政策課 地方創生推進係 ☎(48) 5533

三島町議会議員一般選挙のお知らせ

投票日 **4月19日(日)**

〔告示日 4月14日(火)〕

任期満了に伴う三島町議会議員一般選挙が4月19日(日)に執行されます。選挙当日、都合が悪く投票できない場合には、期日前投票ができます。棄権しないで投票しましょう。

期日前投票

○期間 **4月15日(水)～18日(土)**

○時間 午前8時30分～午後8時まで

○会場 町民センター 談話室

※立候補の届出状況により、選挙を行わない場合もあります。

☎選挙管理委員会事務局 ☎(48) 5511

新型コロナウイルスの予防について

新型コロナウイルス感染症とは

ウイルス性の風邪の一種です。発熱や喉の痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。感染から発症までの潜伏期間は1日～12日間程度（多くは5～6日）といわれています。
 ○新型コロナウイルスは飛沫感染と接触感染により、うつるといわれています。

飛沫感染	感染者の飛沫（咳やくしゃみ）と一緒にウイルスが放出され、他の方が、そのウイルスを口や鼻から吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

日常生活で気をつけること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石鹸やアルコール消毒液などで手を洗いましょう。咳などの症状がある方は、咳エチケットを行ってください。持病がある方、ご高齢の方はできるだけ人混みを避けるなど、より一層注意してください。

※ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。 厚生労働省相談窓口 ☎0120(565)653